



鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権(鉱業権)が与えられていることに対する負担として納めていただくものです。

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

申告

鉱業権の取得、消滅、変更の日から7日以内に申告書を提出することになっています。

納税

総合支庁から送付される納税通知書により5月に納めます。

納める額

鉱区の種類	納める額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000mごとに年600円
	河床でないもの	面積100アールごとに年200円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円×2/3

※ 年度途中で鉱業権の取得・消滅があった場合には月割計算になります。